

## 被扶養者認定に関する申し立てQ&A

全ての届出は「事由発生から原則、5日以内に届出をする事」と定められています。もちろん5日を過ぎても受付しますが、届出はすみやかにお願いします。

### 提出帳票の基本 → 証明書等は原則、取得から3か月以内の日付のみ有効

- 住民票 → 世帯主記載の世帯全員分の原本。
- 学生である証明 → 在学証明書または学生証の写し
- 年金収入額の証明 → 直近の年金振込通知書、年金改定通知書の写し
- 給与収入 → ・直近3か月分の給料明細(収入額と氏名がきちんと印字されている)の写し  
・勤務内容証明書  
・収入額が記載された課税(非課税)証明書原本 等
- 届出が60日以上遅れた場合 → 遅延理由書を添付してください。  
氏名、記号番号、所属名、部署、届の種類、捺印、遅れた理由を詳細に明記する事。フォーマットは問いません。

注) 認定日は届出の遅延の有無関係なく、出生時認定以外は30日以上、遡って認定する事はできません。  
例 5/10退職し、5/11喪失した妻を5/11付で扶養認定希望。その書類を健保が6/25に受理した場合。  
→ 5/11認定は6/11までに健保へ書類必着が条件ですので、5/11認定は不可。最短で受理した月の1日、または書類受理日の認定となります。

### \*配偶者\*

#### Q 今まで正社員として働いていて収入が350万/年得ていた妻が出産のために退職。扶養に入れるか？

- A 今までの収入ではなく、申請時点から将来の収入見込みで判断するので、申請時点で無職無収入であれば認定できます。ただし、雇用保険を受給する間は認定できないので、一度扶養から外し国保への手続きが必要。受給終了したら再度、認定は可能です。

必要書類→ 異動届 ・ 申立書A ・ 喪失日がわかる喪失証明書や離職票、雇用保険受給者証の写し等

#### Q パート先で社会保険に加入していた50歳の妻が勤務日数の変更で社会保険の対象外になった。そのため、自分の扶養に入れたい。

- A パート先にて、勤務内容証明書(健康保険組合ホームページ内に用紙あり)を記入してもらい、年間収入130万未満/年であれば扶養認定可能。変更内容によっては別途、変更時点から3か月分の給料明細や源泉徴収票の写しを求められることもあります。

必要書類→ 異動届 ・ 申立書A ・ 勤務内容証明書

### \*子ども\*

#### Q 19歳の大学生の子供を扶養に入れたい。

- A 通われている大学の在籍証明書原本又は学生証の写しを添付してください。  
アルバイトをしている場合は最新の給与明細3か月分の写しも一緒に提出してください。

必須書類→ 異動届 ・ 申立書A ・ 在籍証明書原本又は学生証の写し ・ 最新の給料明細3か月分

#### Q 再婚する事になり、妻(夫)の連れ子を扶養に入れたい。

- A 18歳未満→異動届と住民票の提出  
18歳以上→異動届と住民票、申立書A、学生であれば在籍証明書原本、アルバイトをしていれば最新の給料明細3か月分を提出

### \*父母・義父母\*

#### Q 同居している実母を扶養に入れたい。

◎ 母親 65歳パート勤務で110万/年。配偶者と離婚して持ち家で同居。給与の他に年金60万/年受給。  
本人 30歳未婚、標準報酬月額280。

- A 父母、義父母の扶養認定の重点ポイントは ①年間収入60歳以上は180万未満/年 ②被保険者収入の1/2以内 ③優先扶養義務者の状態です。本人の年収が、標準報酬月額から算出して336万/年。母親はパートと年金を足して170万/年であり、①はクリアしているが、②がクリアできていません。従って、今回は本人の年収の1/2以上の収入があるため、扶養認定はできません。

書類や申請等、様々なケースがありますので、あくまでも一例です。  
ご不明な点等ございましたら、健康保険組合までご連絡ください。

被扶養者認定に関する申立書 B 兼 誓約書 (父母・義父母)

記号 16 番号 150 被保険者氏名 健保 太郎 所属部署名 人事課

I. 申請する家族 →世帯全員分の住民票添付 II. 今まで加入していた健康保険組合は？

氏名 健保 一郎 (同居) (健康保険組合) 加入
年齢 70 続柄 実父
1. 被保険者本人として加入
2. 被扶養者として加入 (誰の被扶養者? 続柄: 氏名)
3. 国民健康保険

III. Iの方の配偶者の有無 有・無 → ① 離婚 ② 死別 ③ その他 ( )
→ 死別で遺族年金受給していない場合は理由を下記VIIIに明記
(収入 円/月) (業務内容 )
(雇用形態: 正社員・パート・派遣社員・契約社員・自営業・無職)

III. 今回扶養することになった理由 →被保険者の他に優先扶養義務者がいる場合、その方の収入等を確認できる書類添付

1. 退職したため 令和 〇 年 8 月 31 日退職
2. 配偶者の死亡 令和 年 月 日死亡
3. 収入減・雇用形態の変更 令和 年 月 日より減または変更
4. その他 理由 ( )

IV. 退職後の給付金の受給について

雇用保険受給中は被扶養者認定することができません。
受給開始しましたら、被扶養者削除の手続きを行ってください。

1. 雇用保険の受給状況 → 離職票の写し、雇用保険受給者証の写し添付
① 受給する ... ア. 申請予定 (すぐに・介護等で延長予定) イ. 待機、給付制限期間中
② 受給しない ... ア. 加入6ヶ月未満の為 イ. 雇用保険未加入 ウ. その他 ( )
③ 受給中又は ...
受給終了 日額: 円 受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

2. 傷病手当金の受給状況 → 支給決定通知書写し添付
① 受給する
② 受給しない
③ 受給中又は ...
受給終了 日額: 円 受給期間: 令和 年 月 日 ~ 年 月 日

VI. 今後の収入について → ア. 在学証明書又は学生証の写しウ. 障がい者手帳の写しや医師の診断書、エ. 税務署の受領印入り廃業届 を添付

① 無 → ア. 大学・各種学校に在学 イ. 家事専任するため ウ. 就労不能 エ. 自営業廃業
オ. 一時的な労働力の喪失または失業の状態
② 有 → ア. 給与収入 ... (円/年) イ. 不動産収入・家賃、地代等 (円/年)
→ ア. 最新の給料明細3か月分 イ. 所得証明書 ウ. 最新の年金支払い通知書写し エ. 所得証明書 添付
ウ. 年金、恩給 (厚生・国民・恩給・農業者・遺族・障害・その他) (円/年)
エ. 仕送り (被保険者本人以外から) (誰から) (円/月)
(誰から) (円/月)

● 60歳以上の方で現在、年金を受給されていない場合 a, ( )歳から受給予定 b, 今後も受給予定なし→理由を下記VIIIへ記入

VII. 別居の場合の生計負担について 『別居認定のための送金申告書』を記入し、添付してください。

VIII. 申請に関する申立 今回、扶養申請することになった理由、雇用形態変更の理由、無職無収入の理由等、上記を踏まえ詳細に記入願います。未記入での提出の場合、認定できませんのでご承知おきください。

再雇用で70歳までの契約で引き続き働いてきたが、期限の70歳になったため退職。

年金収入のみのため、扶養申請します。

上記の申請内容に相違ありません。
なお、上記に虚偽の内容があった場合には、被扶養者認定日に遡り扶養者資格を喪失し、保険給付の返還をすることに異存ありません。また、被扶養者の認定基準から外れた場合は、直ちに被扶養者削除の手続きをいたします。
上記添付書類以外にもケースによって判断がつかない場合は必要に応じた書類の提出を求めますのでご承知おきください